

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 22 日 (金) 第 500 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿 児 島 県 学 校 職 員 の へ き 地 手 当 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)
(教職員課取扱い) 1
- 鹿 児 島 県 立 高 等 学 校 学 則 及 び 鹿 児 島 県 立 中 学 校 学 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)
(高校教育課取扱い) 1

教 育 委 員 会 規 則

鹿 児 島 県 学 校 職 員 の へ き 地 手 当 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。
令 和 6 年 3 月 22 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 地 頭 所 恵

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 3 号

鹿 児 島 県 学 校 職 員 の へ き 地 手 当 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 学 校 職 員 の へ き 地 手 当 等 に 関 す る 規 則 (昭 和 46 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 2 号)
の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 表 第 1 中

薩摩川内市	黒木小学校	を
薩摩郡さつま町	求名小学校	
	永野小学校	
	中津川小学校	

薩摩郡さつま町	薩摩小学校	に,
---------	-------	----

「高岡小学校 恒吉小学校」を「恒吉小学校」に、

「鹿島小学校
上甑中学校
海星中学校
海陽中学校
鹿島中学校
薩摩川内市立下甑学校給食センター」

を「鹿島小学校
海星中学校
海陽中学校
薩摩川内市

「中之島小学校
平島小学校
諏訪之瀬島小学校
宝島小学校
小宝島小学校
悪石島小学校
口之島小学校
中之島中学校
平島中学校
諏訪之瀬島中学校

に,

「口之島学園
中之島学園
諏訪之瀬島学園
平島学園
悪石島学園
小宝島学園

を 平島学園 に改める。

立下甑学校給食センター」

宝島中学校 宝島学園
小宝島中学校
悪石島中学校
口之島中学校」

別表第 2 中 「大裏小学校
上手小学校 を 「祁答院小学校
藺牟田小学校 祁答院中学校」 に改める。
祁答院中学校」

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立高等学校学則及び鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第 4 号

鹿児島県立高等学校学則及び鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則

(鹿児島県立高等学校学則の一部改正)

第 1 条 鹿児島県立高等学校学則 (昭和 27 年鹿児島県教育委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 19 条中「及び保証人」を削る。

第 19 条の 2 の見出し中「及び保証人」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「若しくは保証人」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「又は保証人」を削り、同項を同条第 3 項とする。

第 20 条、第 22 条第 1 項、第 22 条の 2 第 1 項、第 23 条第 1 項及び第 29 条第 1 項中「及び保証人」を削る。

別記第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号 様 式 (第 19 条 関 係)

誓 約 書		
<p>このたび貴校へ入学を許可されました上は、校則及び諸規則をよく守り生徒としての本分に反しないことを誓います。</p> <p style="text-align: right;">生 徒 氏 名</p> <p>上記の者の在学中は、校則及び諸規則を守らせ、本人の身上に関する一切の責任を引き受けます。また在学中（入学から 年間）に生じた授業料等（鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例（昭和32年鹿児島県条例第17号）第2条及び第3条第1項により本人が負担する授業料及び受講料）の納付について、本人と連帯して保証することを誓います。</p> <p style="text-align: right;">生 徒 氏 名</p> <p style="text-align: right;">保 護 者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>鹿児島県立 高等学校長 殿</p>		
生 徒	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	現 住 所	
保 護 者	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	現 住 所	
者	生徒との関係	

- 注 1 生徒本人及び保護者はそれぞれ自署すること。
 2 保護者は鹿児島県立高等学校学則第19条の2第1項各号に該当する者とする。ただし、本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、この限りではない。

（鹿児島県立中学校学則の一部改正）

第 2 条 鹿児島県立中学校学則（平成26年鹿児島県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第15条中「及び保証人」を削る。

第16条の見出し中「及び保証人」を削り，同条第 2 項を削り，同条第 3 項中「若しくは保証人」を削り，同項を同条第 2 項とし，同条第 4 項を削る。

第17条及び第24条第 1 項中「及び保証人」を削る。

別記第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式（第15条関係）

誓 約 書		
<p>このたび貴校へ入学を許可されました上は、校則及び諸規則をよく守り生徒としての本分に反しないことを誓います。</p> <p style="text-align: right;">生 徒 氏名</p> <p>上記の者の在学中は、校則及び諸規則を守らせ、本人の身上に関する一切の責任を引き受けます。</p> <p style="text-align: right;">保護者 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鹿児島県立 中学校長 殿</p>		
生 徒	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	現 住 所	
保 護 者	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	現 住 所	
	生徒との関係	

注1 生徒本人及び保護者はそれぞれ自署すること。

2 保護者は鹿児島県立中学校学則第16条第1項に該当する者とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。